

帰国者・接触者外来等設置機関の長 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二（公印省略）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る「令和 2 年度埼玉県
帰国者・接触者外来等設備整備事業」について（通知）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大防止や医療提供体制の整備を推進するため、「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業」の「実施要綱」並びに「補助金交付要綱」を別添のとおり策定しております。

つきましては、別紙「留意事項等について」を参照いただき、新たに当該補助金の交付を希望される医療機関につきましては、下記事項を参照いただき、交付申請書等を提出してください。

また、すでに交付決定通知書の交付を受けている医療機関のうち、事業計画や交付額の変更を希望する場合についても、変更交付申請書を提出してください。

記

- 1 提出期限 令和 3 年 1 月 2 0 日（水）必着（郵送で提出してください）
また、電子メールでも提出をお願いします。

2 提出書類

（1）新規に申請を行う場合

- ① 埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（別紙 1）、所要額調書（様式 2-1）、所要額明細書（様式 2-2）
- ③ 当該事業に係る歳入歳出予算抄本（任意様式）
- ④ その他参考資料（カタログ・見積書 等）、申請書チェックシート

（2）すでに送付された交付決定通知書の内容を変更して申請する場合

- ① 埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業助金変更交付申請書（様式第 1-2 号）
- ② 事業計画書（別紙 1）、所要額調書（様式 2-1）、所要額明細書（様式 2-2）
- ③ 理由書（任意様式）
- ④ 当該事業に係る歳入歳出予算抄本（任意様式）
- ⑤ その他参考資料（カタログ・見積書 等）、申請書チェックシート

担 当：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県保健医療部感染症対策課（企画・宿泊療養担当）

電 話（分室）：048-826-5603/FAX：048-826-5626

E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp

埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金の留意事項等について

帰国者・接触者外来等の設置にあたり必要となる設備等に対し、補助金を交付するものとなります。
なお、通常の県補助金申請とは異なり、内示・交付決定前に事業を行うことが可能です。
(令和2年4月1日から遡及して適用となります)

記

1 補助対象医療機関

本補助事業については、次の医療機関が対象となります

- ① 帰国者・接触者外来
- ② 地域外来・検査センター
- ③ 帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関
- ④ 埼玉県診療・検査医療機関

2 補助対象経費

補助金交付要綱第4条別表に基づき、補助対象の各設備に対して、基準額等が定められています
(その額を超える部分については基本的に自己負担となります)。

また、予算の範囲内において事業を行うため、必要最小限の数を申請してください。

- ・補助対象の設備設置に要する工事費のみ対象経費に含まれます。
(補助対象設備の設置以外は、本事業では認められません。)
- ・リース代(使用料及び賃借料)で設置することも補助対象ですが、補助対象は令和2年度に係る経費に限りますので御注意ください。
- ・市町村においても、同様の補助事業を行う場合があります。
事前に調整しますが、重複して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。

○ HEPAフィルター付き空気清浄機

- ・1施設当たり905,000円が上限額となります。

○ 個人防護具

- ・本県で既に配布等を行っており、今後も必要に応じてそれを予定していることから、上限額を設定させていただいております。
- ・基準額は、1人当たり3,600円が示されております。積算にあつたては、必要数を精査し、年度内に納品できるように努めてください。
なお、マスクやゴーグルなどを単品で申請していただくことも可能です。

○ 簡易診療室及び付帯する備品

- ・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであつて新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室になります。
- ・付帯する備品については、申請した簡易診療室に関する付帯備品が補助対象となります。
したがって、(簡易診療室の申請を行わず)付帯する備品のみを申請することはできません。

3 その他

- 本補助金を活用するにあたり、新型コロナウイルス感染症等の外来受入れが困難となることがないように事前に十分検討していただきますようお願いいたします。
また、補助事業の目的を達成できない場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- 交付申請書の提出にあたっては、各医療機関での取組内容を把握するため、申請する機器の具体的な使用方法や説明メモ等の提出に御協力ください。
- 別紙1の「2. 必要理由」
設備整備に至った経緯や設備の使用目的を必ず記載してください。
- 別紙1の「イ 添付資料」
カタログ、見積書及びその他参考となる資料を添付することになっています。
- 貴医療機関が所在する市町村においても、同様の事業を行う場合があります。事前に調整をしていますが、重複して申請を行わないよう御協力をお願いいたします。
- 申請書の作成にあたっては、「チェックリスト」の内容を確認いただくとともに、申請書に添えて提出してください。

4 変更申請

- 当初の事業計画から増額又は減額となる場合、次の書類を提出してください。
 - ① 埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業助金変更交付申請書（様式第1-2号）
 - ② 事業計画書（別紙1）、所要額調書（様式2-1）、所要額明細書（様式第2-2号）
 - ③ 理由書（任意様式）
 - ④ 当該事業に係る歳入歳出予算抄本（任意様式）
 - ⑤ その他参考資料（カタログ・見積書 等）、申請書チェックシート
- 変更交付申請書の提出の際には、変更内容が分かる理由書を提出してください。
- カタログ・見積書等については変更部分に係るもののみを追加で御提出ください。

5 実績報告

- 事業が完了した場合には、実績報告書（様式第3号）を事業完了後30日以内又は令和3年3月31日までのいずれか早い日までに御提出ください。
- 実績報告書には、購入品目や支払金額が分かる領収書等を添付して御提出ください。